

1 専門部会の意見報告(案)

公共下水道への接続促進のため、接続可能な供用開始区域において、生活雑排水処理手数料を引き上げることは必要である。なお、改定に当たっては、以下について留意すること。

- 1 汚泥の収集業務を許可制で実施していることから、利用者の状況が不明なため、接続していない理由を含め、個別の実態を把握すること。
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律で求められている市の責務を明確にするため、汚泥の収集業務を現行の許可制から委託制に移行すること。
- 3 現行補助金制度の趣旨（簡易浄化槽の利用者負担額を軽減することで、定期的な汚泥収集を促進し、水環境の保全を図っている）を利用者に周知すること。

- 4 利用者の実態を把握した上で、低所得者等に対する減免措置を検討すること。
- 5 手数料の改定時期は、現行手数料が改定後間もないこと、利用者個別の実態が把握されていないこと、制度設計及び制度改正の周知に一定の期間を設ける必要があることから、次期改定予定を平成29年4月1日を目標とすることが望ましい。
- 6 具体的な補助内容は、手数料の改定に併せて検討すること。
なお、公共下水道の供用開始後3年を経過した区域において、補助金を段階的に削減する激変緩和措置を講じることが望ましい。
- 7 長野市上下水道局と連携し、積極的に公共下水道への接続促進を図ること。

2 専門部会で洗い出された課題の概要

3

1 通常の手数料改定時期(間隔)との整合性

現行手数料は、平成26年4月1日に改定実施。通常次の改定時期は、3年後の平成29年4月1日となるが、来年度に改定すると、間隔が2年となる。

2 利用者への十分な周知(配慮)の必要性

収集経費の約60%相当額を市が収集事業者に補助金を支出(補てん)して、利用者の負担を軽減していることを利用者が知らない。

3 公平な対象者の絞込み

借家人には公共下水道への接続義務はない。

4 河川の水質悪化の可能性

手数料の引上げによって、収集抜取りを止める世帯が出現する懸念がある。

5 公共下水道への接続工事費が高額

し尿を含む生活雑排水の平均工事費用は、85万円。

6 公共下水道への未接続の理由が不明確

個人情報のため、上下水道局から個別の実態に関する情報提供は受けられない状況にある。

7 市の関与の度合いが低い

収集業務は許可制のため、顧客情報は、収集事業者のみが把握している。市の関与は、条例で手数料を定めているだけである。